

浜松市区再編(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市区再編(案)」とは

浜松市区再編(案)は、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズにあわせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築するために行う区の再編について、区割り案や再編後の行政サービス提供体制などの案をまとめたものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年1月17日(月)～令和4年2月15日(火)

3. 案の公表先

区再編推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館(臨時窓口：浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせフォーム→パブリック・コメント制度】

または【トップページのサイト内検索Qから「パブコメ」で検索】



4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。

なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。

ご意見入力フォーム



①直接持参	区再編推進事業本部(市役所本館5階)、各区役所(区振興課)、協働センター、ふれあいセンターのいずれかへ書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市 区再編推進事業本部あて
③電子メール	ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1867(区再編推進事業本部)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

区再編推進事業本部(TEL 053-457-2123)

以下の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

今回のパブリック・コメントでご意見を募集する対象

●浜松市区再編（案）

- | | | | |
|---|---------------------|----|----------|
| 1 | 区割り案 | …… | P 2～P 6 |
| 2 | 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿 | … | P 7～P 23 |

●参考資料 特別委員会における協議内容について

- (1) 特別委員会の主な協議経過
- (2) 区割り案内定までの工程
- (3) 区割り案の選定理由

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市区再編（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区再編は、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズにあわせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することを目的に行うものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<p>区再編については、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において以下のとおり協議を進めてきました。協議経過の詳細は参考資料をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年5月30日 区再編の議論を再開 ・ 令和元年12月18日 当局から天竜区を単独区とする2区案の提示 ・ 令和2年2月14日 行政区再編協議の行程（案）を承認 ・ 令和2年9月28日 市議会全員協議会で区再編は必要と決定 ・ 令和3年2月26日 たたき台13案の提案 ・ 令和3年3月19日 たたき台6案の決定 ・ 令和3年8月31日 天竜区を単独区とすることを決定 ・ 令和3年12月7日 区割り案の内定
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の再編は、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することで、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するために行政運営体制を見直すものです。
案のポイント（見直し事項など）	<p>ご意見を募集する対象は、以下のとおりです。</p> <p><u>1 区割り案</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区割り案の概要、区役所・行政センター・支所の位置等 <p><u>2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域拠点の名称、位置、業務内容等 ② 主要組織（福祉）の基本的な方向性 ③ 主要組織（土木）の基本的な方向性 ④ 主要組織（防災）の基本的な方向性 ⑤ デジタル化の基本的な方向性 ⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実 ⑦ 住民自治（協議会の体制）
関係法令・上位計画など	<p>関係法令：地方自治法 第252条の20第1項 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>令和4年1月17日 パブリック・コメント実施（～2月15日）</p> <p>令和4年5月 パブリック・コメント実施結果公表 区割り案決定</p> <p>令和4年6～10月 行政区画等審議会への諮問・答申、区名募集等</p> <p>令和4年11～12月 7区協議会への諮問・答申</p> <p>令和5年2月 区設置等条例議決</p> <p>令和6年 新区へ移行</p>

浜松市区再編（案）

今後直面する人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において、区の再編の協議を進めてきました。

令和3年12月の特別委員会において区割り案が内定されたことから、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿とあわせ、区再編（案）としてパブリック・コメントにより皆様からご意見を募集することといたしました。

※特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などは、参考資料をご覧ください。

◆ 浜松市区再編（案） 目次 ◆

1 区割り案	・・・2
2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿	・・・7
① 地域拠点の名称、位置、業務内容等	
② 主要組織（福祉）の基本的な方向性	
③ 主要組織（土木）の基本的な方向性	
④ 主要組織（防災）の基本的な方向性	
⑤ デジタル化の基本的な方向性	
⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実	
⑦ 住民自治（協議会の体制）	

令和4年1月
浜松市

1 区割り案

◆区割り案の概要

区の数	3区		
区の名称(仮称) (※1)	A区	B区	C区
区割り	中区 東区 西区 南区 北区 (三方原地区)(※2)	北区 (都田・新都田・ 細江・引佐・ 三ヶ日地区) 浜北区	天竜区
人口	614,579人	158,088人	27,450人
面積	268km ²	346km ²	944km ²
有権者数	500,195人	129,055人	24,427人
学校区の分割	無		
区自治会連合会の分割	有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割)		
地区自治会連合会の分割	無		
削減職員数(人件費年間削減効果額) (※3)	81人(645,570千円)		
事務経費削減効果額 (※4)	6,537千円		
必要経費 (※5)	556,620千円		

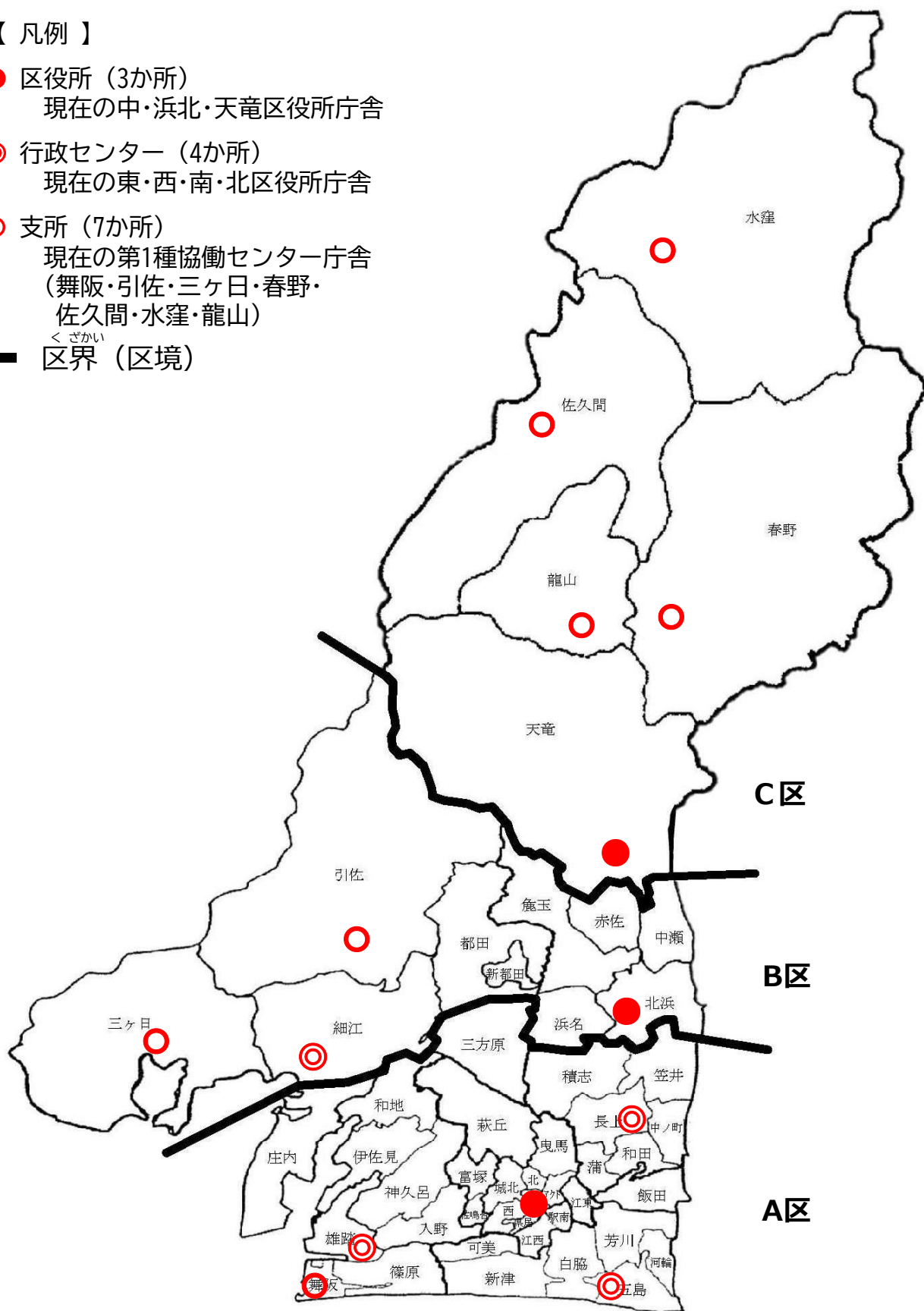
- ※1 各区の名称は、区割り案決定後、区名募集を実施するスケジュールであるため、本資料では南側からA区、B区、C区と表記
- ※2 三方原地区：初生町、根洗町、三方原町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町
- ※3 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。削減効果額の全体的な用途は、再編後の予算編成等の中で検討するものであり、一つの提案としてお示しするもの。従って削減効果額から差し引きした形では記載していない。
- ※4 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。
- ※5 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。今後、再編案の決定を踏まえ試算。

【出典】 人口 : 浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)
面積 : 令和元年版浜松市統計書「土地・気象 町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入)
有権者数 : 令和3年3月定時登録名簿登録者数

◆区役所・行政センター・支所の位置

【 凡例 】

- 区役所（3か所）
現在の中・浜北・天竜区役所庁舎
- ◎ 行政センター（4か所）
現在の東・西・南・北区役所庁舎
- 支所（7か所）
現在の第1種協働センター庁舎
（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・
佐久間・水窪・龍山）
- 区界（区境）



◆位置の考え方

- 区役所 : 都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする
- 行政センター : 再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- 支所 : 現在の第1種協働センター（名称を「支所」に変更）

区	区分	現在の庁舎名（所在地）
A区	区役所	中区役所（中区元城町103-2）
	行政センター	東区役所（東区流通元町20-3） 西区役所（西区雄踏一丁目31-1） 南区役所（南区江之島町600-1）
	支所	舞阪協働センター（西区舞阪町舞阪2701-9）
B区	区役所	浜北区役所（浜北区貴布祢3000）
	行政センター	北区役所（北区細江町気賀305）
	支所	引佐協働センター（北区引佐町井伊谷616-5） 三ヶ日協働センター（北区三ヶ日町三ヶ日500-1）
C区	区役所	天竜区役所（天竜区二俣町二俣481）
	支所	春野協働センター（天竜区春野町宮川1467-2） 佐久間協働センター（天竜区佐久間町中部18-11） 水窪協働センター（天竜区水窪町奥領家2980-1） 龍山協働センター（天竜区龍山町大嶺570-1）

※現在の第2種協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの位置・数は現在と変更なし

◆区再編の必要性

なぜ？
行政区再編が
必要なのか

- ①人口減少、少子高齢化のさらなる進行
- ②激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応
- ③デジタル化の急速な進展

将来を見据え、持続可能な行政サービスの
維持・強化策について検討



区
再
編

- 法律により設置が義務付けられている区役所の数を削減
- 市の裁量で設置できる行政センターにおいて区役所と同等のサービスを提供
- 臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築

時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と
住民サービスの向上

◆区再編のメリット・デメリット

【メリット】

◆専門職の配置

- 現在の体制では、保健師などの特に高い専門性が求められる職員が区ごとに分かれて配置されているため、困難な事例への対処や、産休や育休の取得による欠員の対応にも区ごとで対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題を抱えています。
- 区の再編にあわせて、専門職の所属を区の組織ではなく本庁組織とすることで、今以上に専門職のチームとして対応することができるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となります。

◆市民サービス提供体制

- 福祉分野の組織配置については、現在、各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、現場の意見を直接本庁の政策形成に反映しやすくなるとともに、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化され、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化が図られます。
- 具体的なサービス提供体制については、①協働センターにおけるコミュニティ支援の充実、②現在の区役所庁舎など、身近な場所でのサービスを引き続き提供すること、③福祉分野での相談、申請などに係るアウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）、④保健分野での子供から高齢者までを対象とする訪問サービスを提供することなどを検討しています。
- 再編による組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットにより捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

※市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。

【デメリット】

- 区の名称が変更となる地域の皆様には住所録などの変更、企業の皆様には区名入りの印刷物の差し替えや看板の書き換えなどが一時的に必要となりますが、自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整していきます。
- ※具体的な内容については、区の再編に係る条例の制定後、市民の皆様に必要な情報発信を行っていきます。

2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿

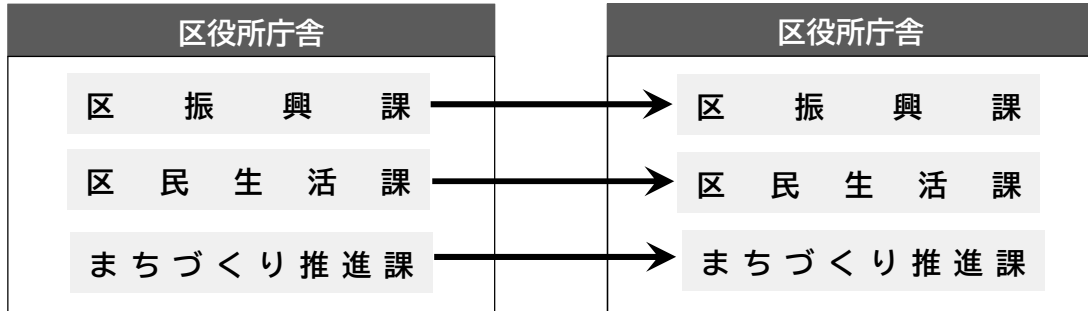
① 地域拠点の名称、位置、業務内容等

区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持

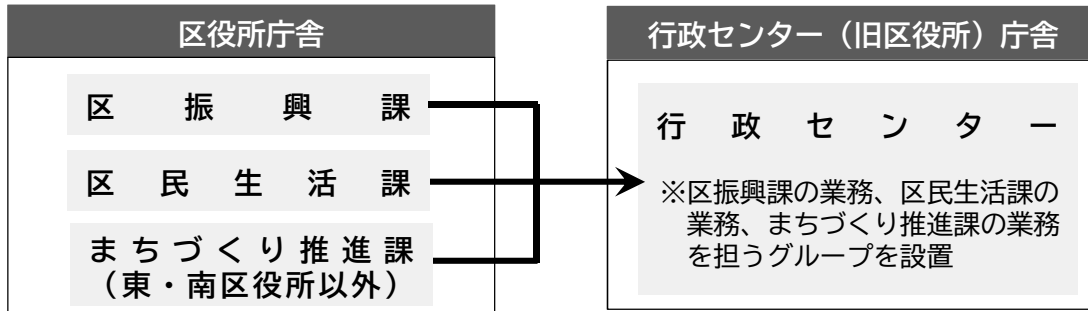
◆区役所・行政センターの組織

- 区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、**区役所と同じサービスを提供**します。

引き続き区役所とする場合（現在の中区・浜北区・天竜区役所庁舎）



区役所から行政センターに変わる場合（現在の東区・西区・南区・北区役所庁舎）



各課の主な業務内容

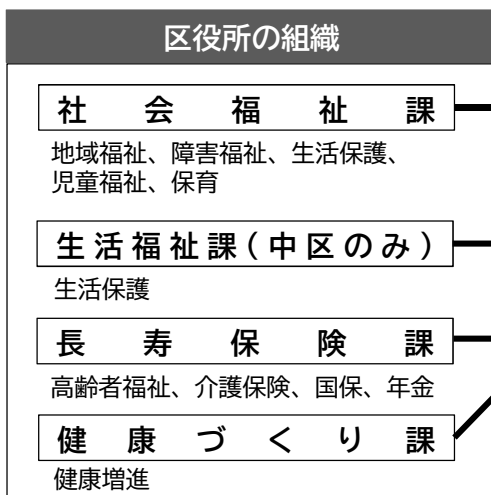
区振興課：防災、要望受付、コミュニティ支援等

区民生活課：戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務等

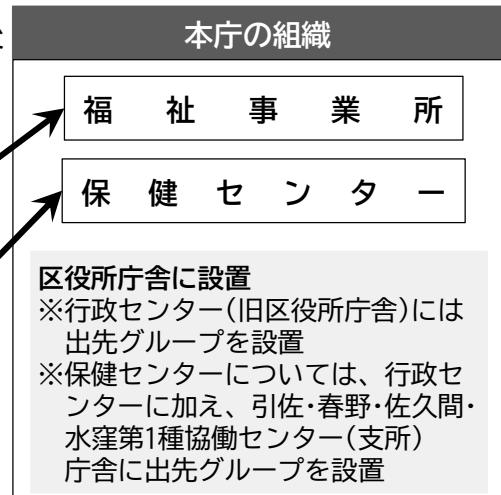
まちづくり推進課：地域振興、スポーツ振興、生涯学習等 ※東・南区役所では区民生活課で実施

- 区役所の社会福祉課、長寿保険課などは本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課は「保健センター」に再編し、**引き続き区役所や行政センターなどで現在と同様のサービスを提供**します。

現在



再編後



- 現在、「協働センター」には同一の名称で「第1種」と「第2種」の2つの区分があり、取り扱う業務の範囲が異なっています。分かりにくさを解消するため、**第1種協働センターの名称を「支所」に変更**します。
- 支所についても、現在の第1種協働センター庁舎でこれまでどおりの業務を取り扱います。
- 協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの機能や取扱業務はこれまでと同じで、変更はありません。

現在 名称	再編後	
	名称	業務内容
第1種協働センター (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山) ◆合併前の旧町村役場で、防災機能を始め、第2種協働センターより幅広いサービスを提供	支所 (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山)	現在と変更なし
第2種協働センター (35か所) ◆生涯学習、地域づくり、窓口サービス(一部除く)を実施	協働センター(34か所) ※天竜区内の二俣協働センターは、再編にあわせ「二俣ふれあいセンター」に改称	現在と変更なし ※現在窓口業務を行っているところは、市民サービスセンターを併設
ふれあいセンター (天竜区内8か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明) ◆生涯学習、中山間地域振興、窓口サービス(一部除く)を実施	ふれあいセンター (天竜区内9か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明・二俣)	
市民サービスセンター(9か所) ◆窓口サービスを実施	市民サービスセンター(9か所)	現在と変更なし

【地域拠点の業務内容についてのポイント】

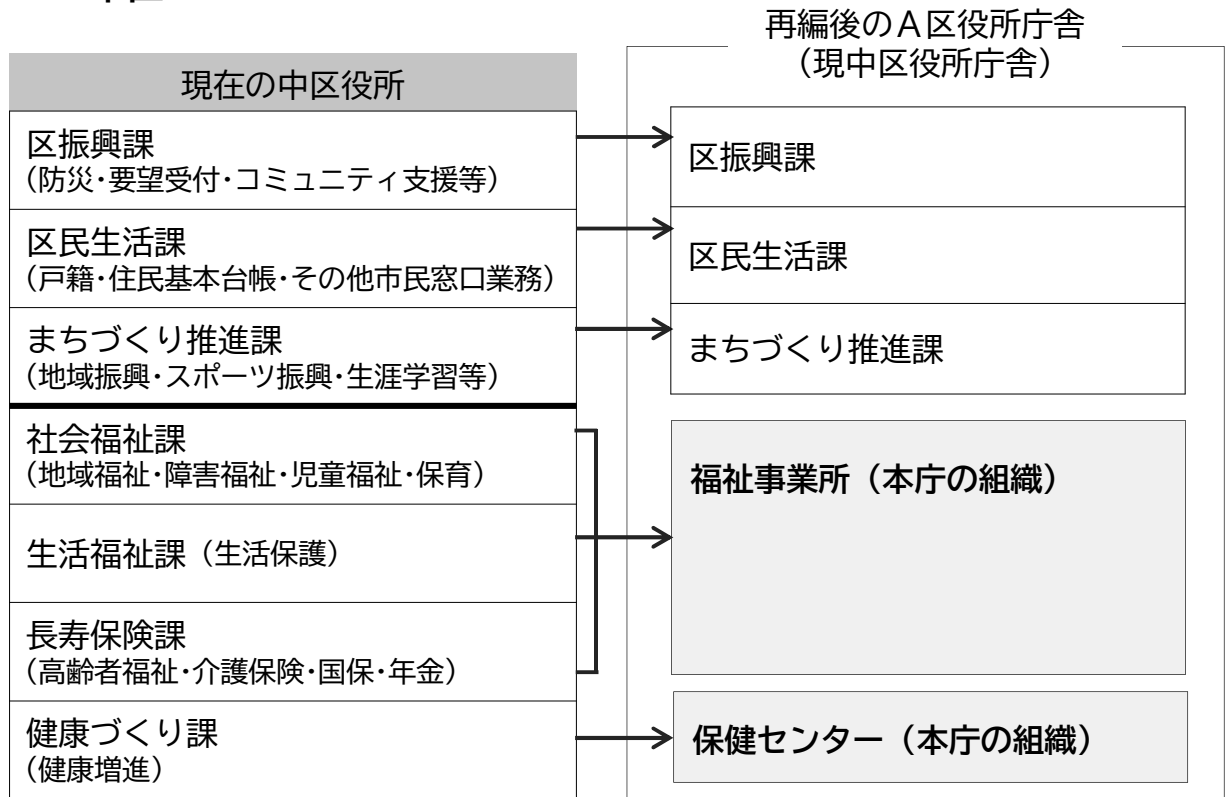
- ◆ 行政センターで全ての業務が行えるのか？区役所に行かなければならないものはないか？

(市の考え方)

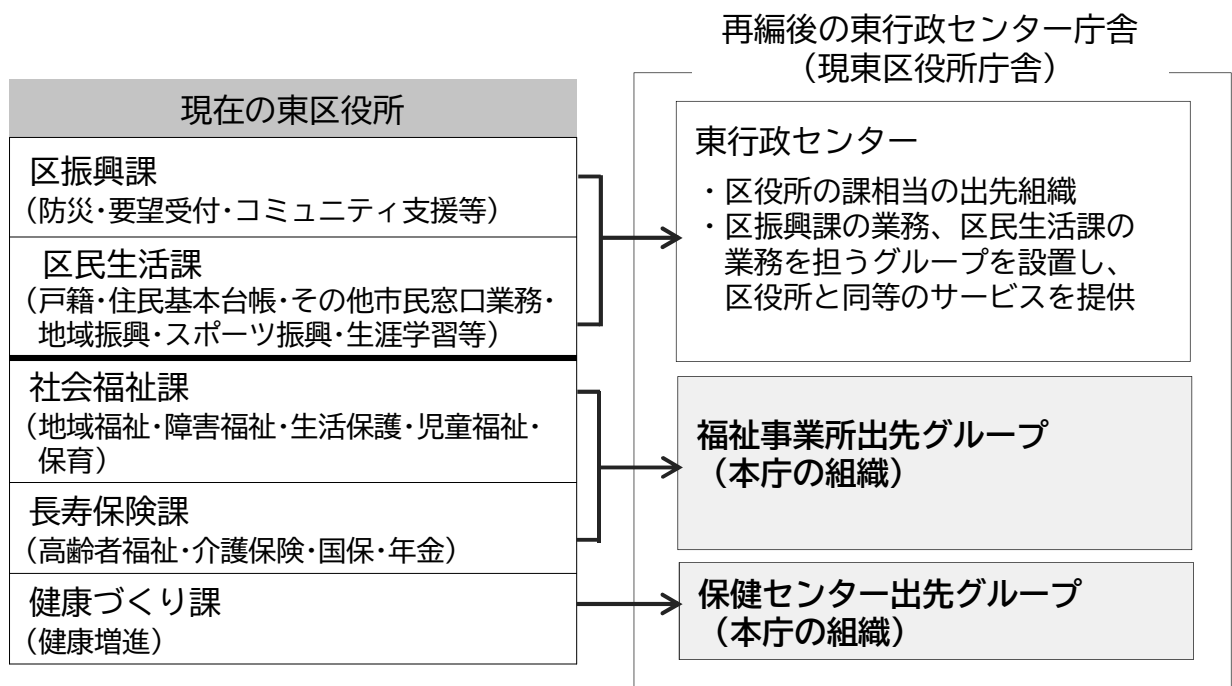
- ・ 区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望（要望書の提出など）、区役所で開催される会議への出席（区協議会への出席、傍聴など）、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定されます。
- ・ 区長との面談や区役所の職員との打ち合わせについては、オンラインでの実施や、会議の開催場所を区役所に固定せず、行政センター等で巡回開催するなど、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。
- ・ また、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したりリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討していきます。

【再編後のサービス提供体制】

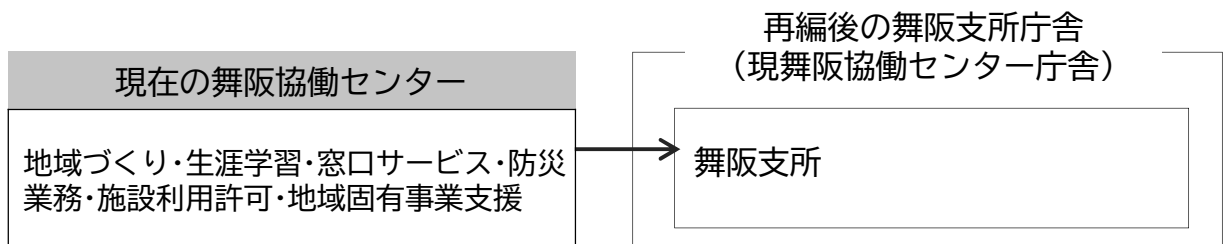
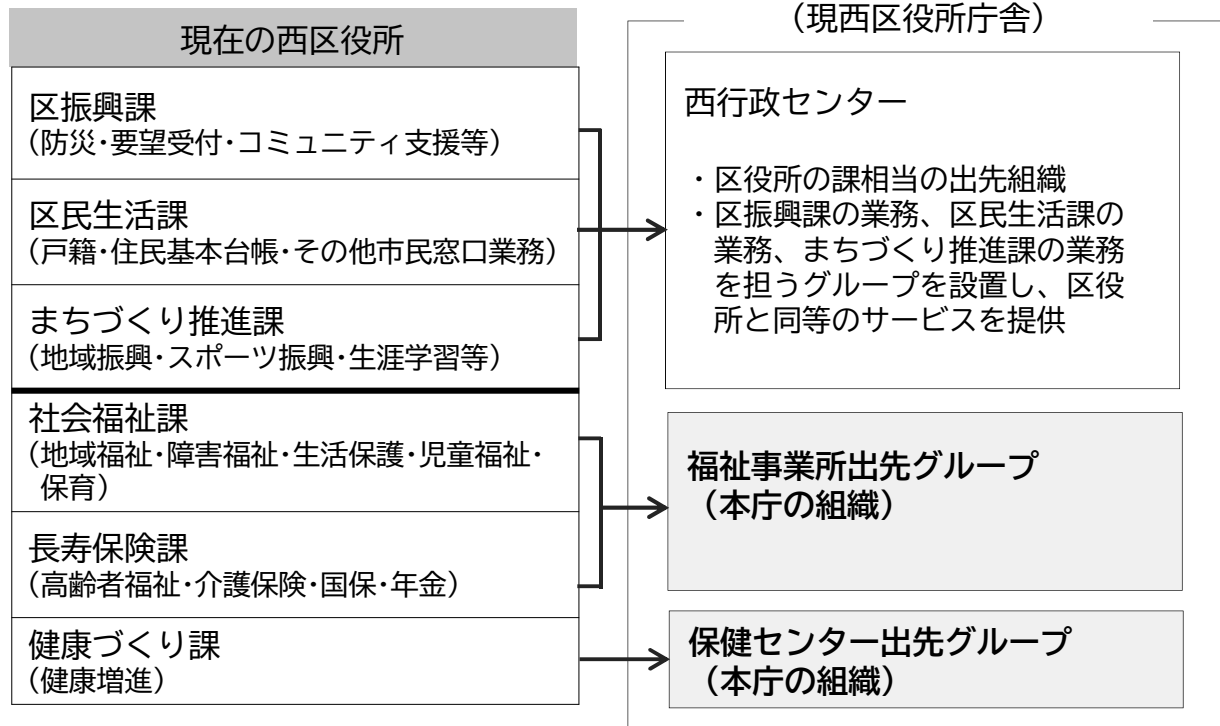
➤ 中区



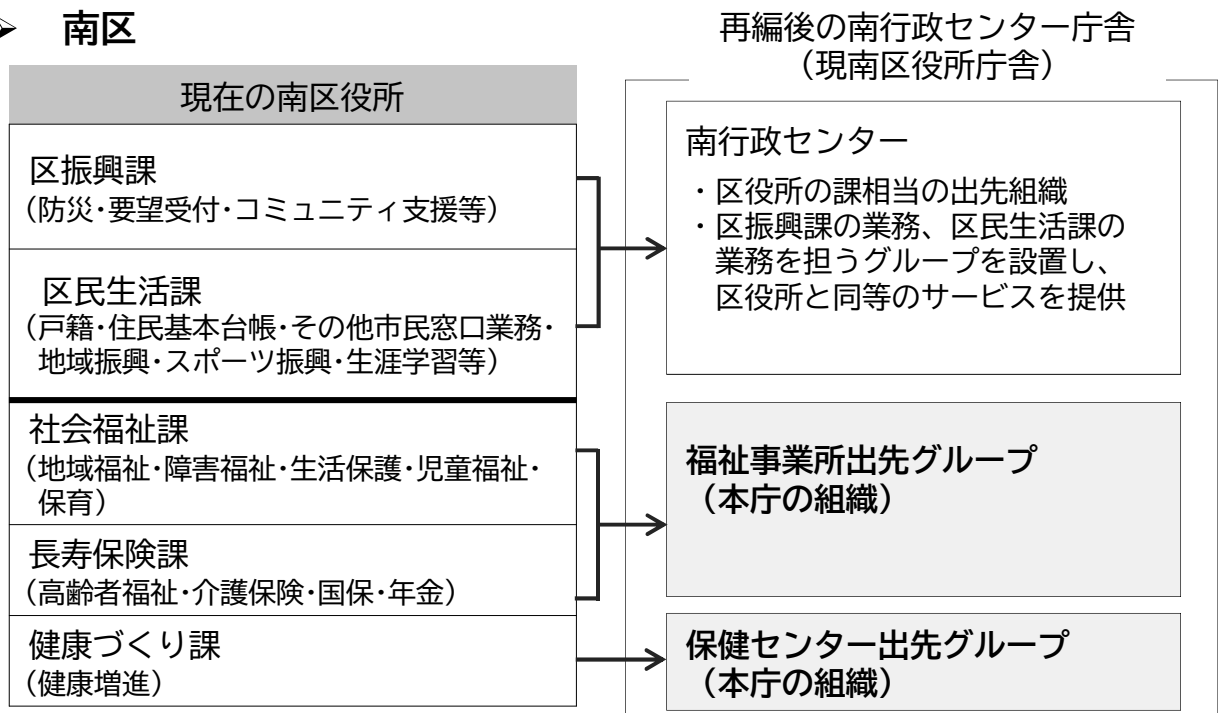
➤ 東区



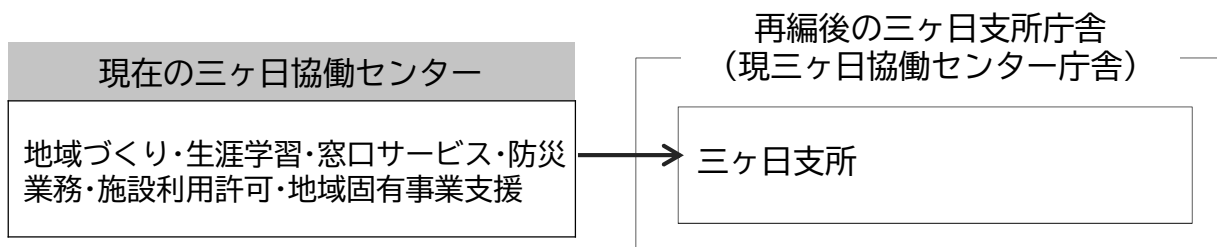
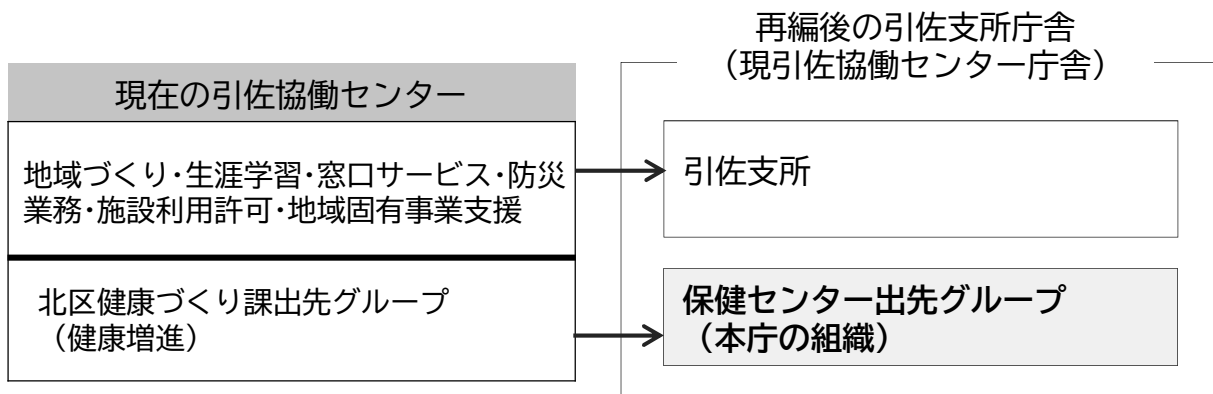
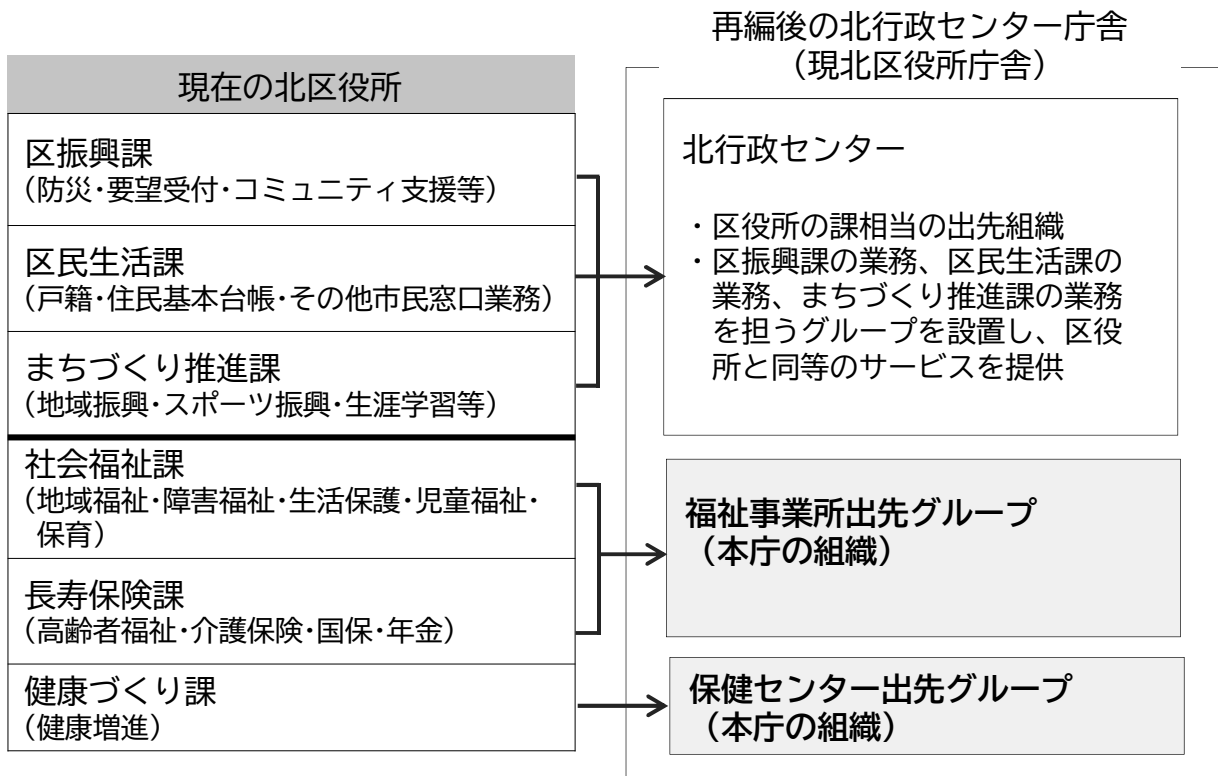
➤ 西区



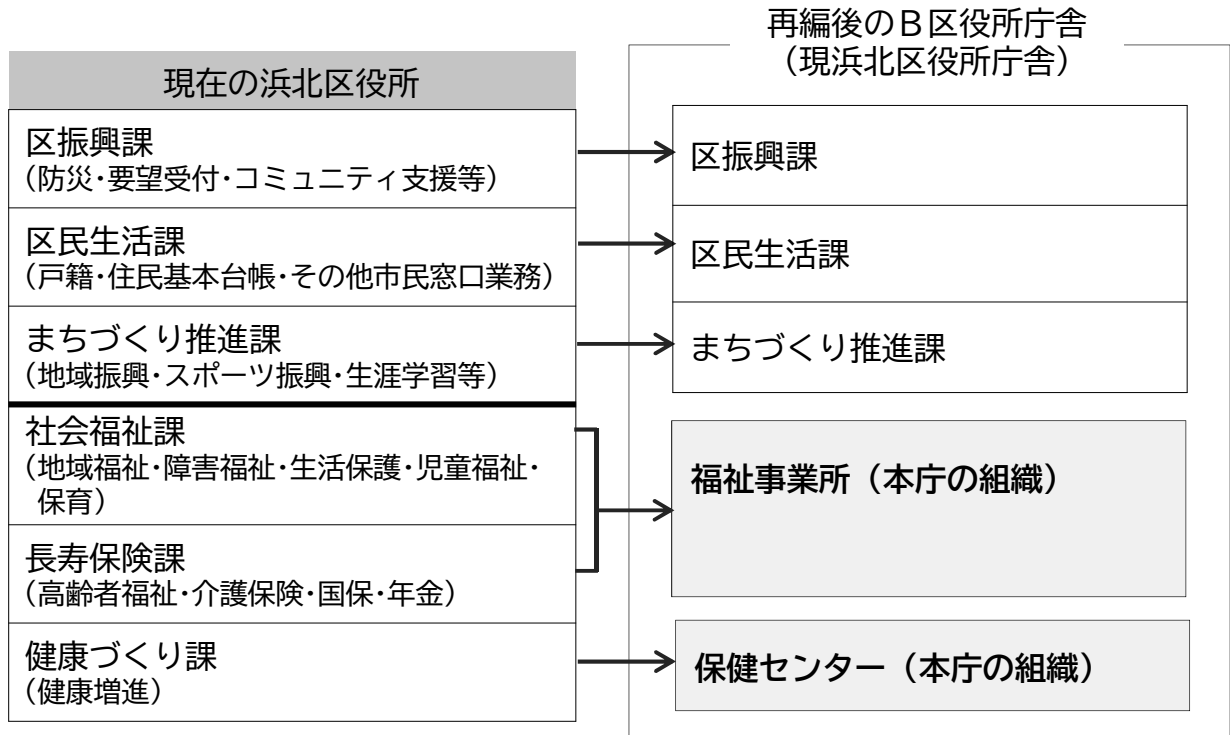
➤ 南区



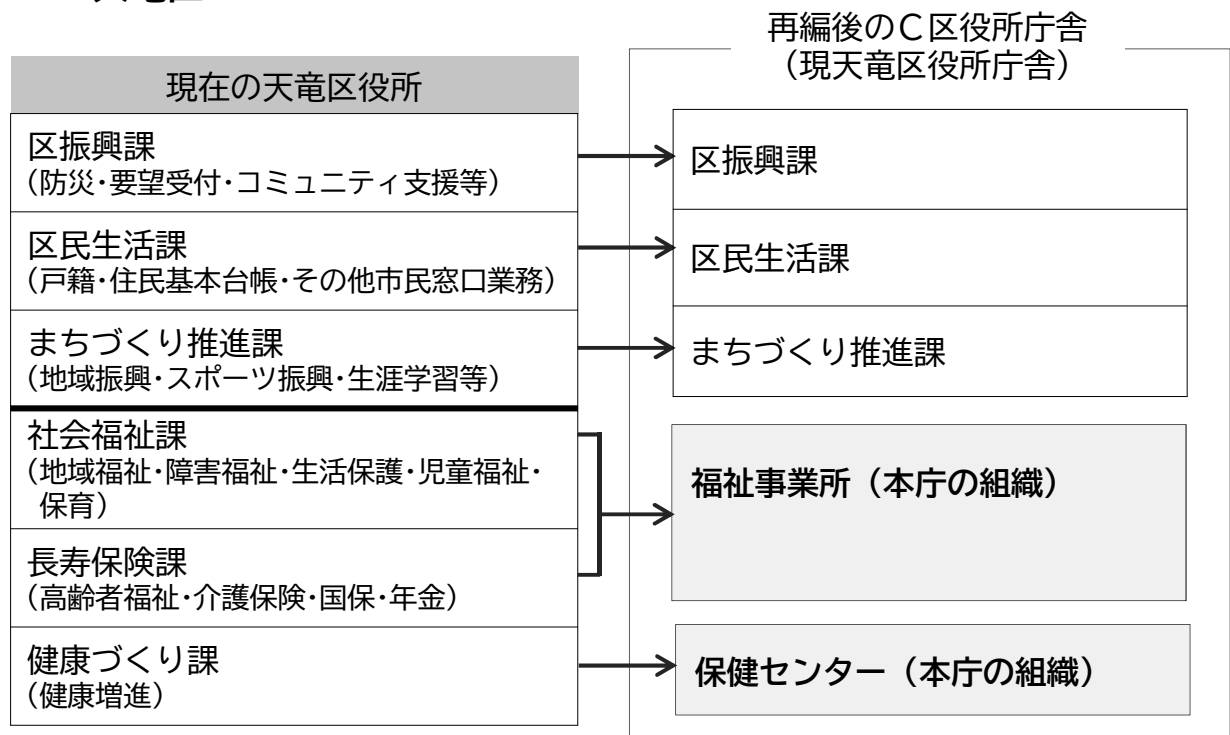
➤ 北区

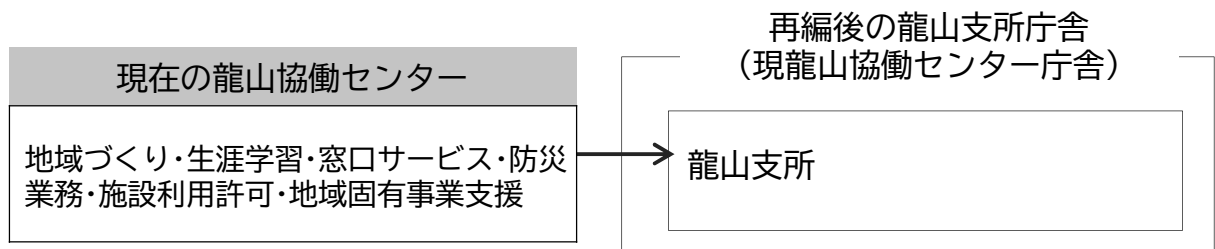
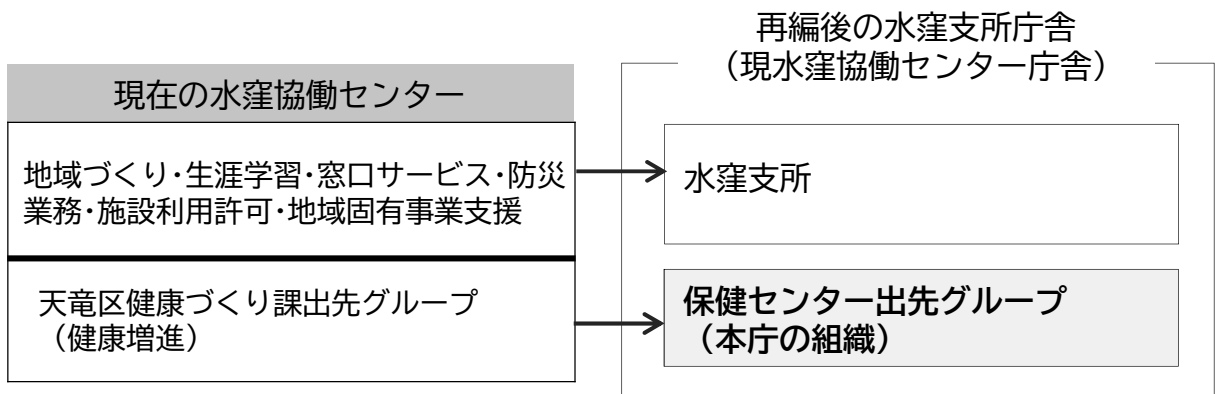
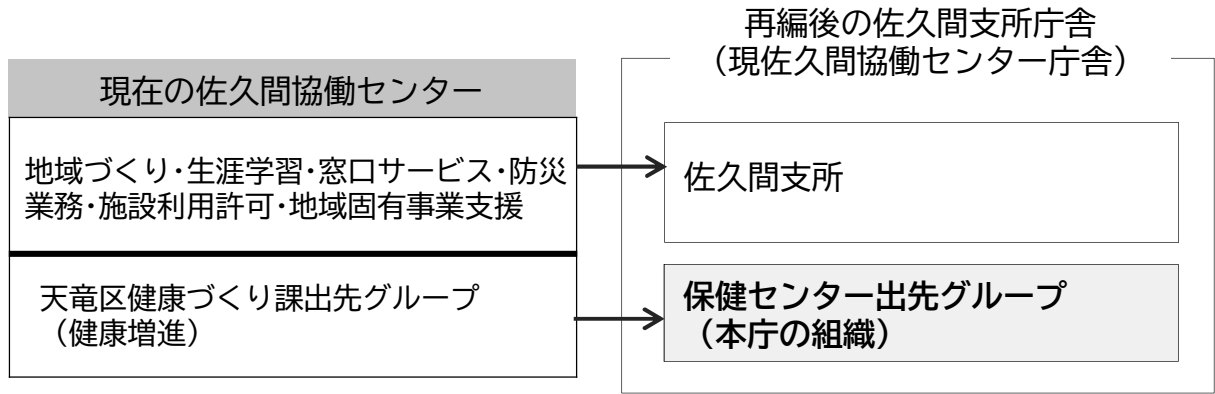
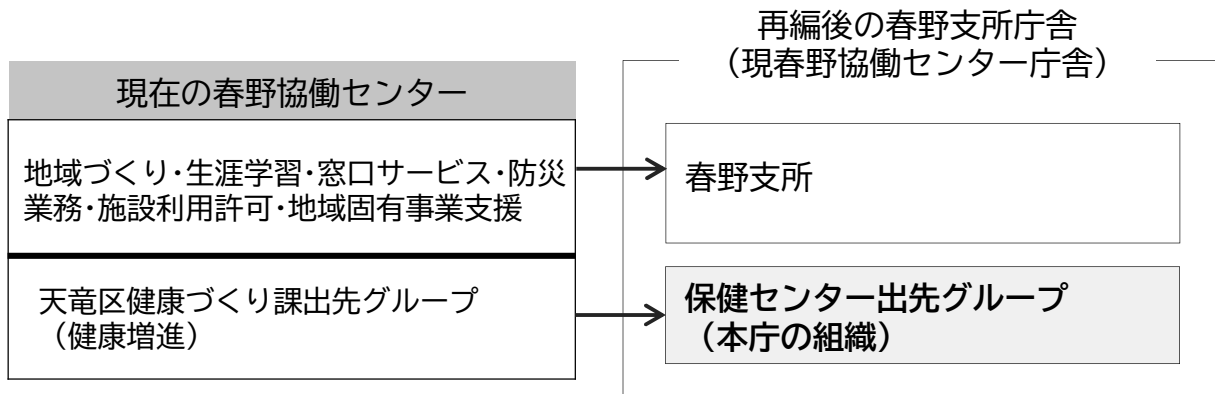


➤ 浜北区



➤ 天竜区





② 主要組織（福祉）の基本的な方向性

福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所などを本庁の組織とし、サービス提供体制を整備

【福祉・保健の組織についてのポイント】

◆ 身近な区役所の組織に福祉や保健の事務所があったほうがよいのでは？ なぜ組織を変える必要があるのか？

（市の考え方）

- ・福祉や保健関係の業務は、現在、各区の区長が統括し、社会福祉課、生活福祉課（中区のみ）、長寿保険課、健康づくり課の職員は区の職員として業務に当たっています。
- ・福祉や保健の業務は、保健師や栄養士などの資格専門職が重要な役割を担っていますが、現在は1つの区で職員が手薄になった場合に、別の組織である他の区から応援してもらうことが難しい状況や、困難な事例にも区ごとに対応しなければならない状況があります。
- ・これを本庁の組織とすることで、一つの組織として区を超えて柔軟に業務の応援ができ、今以上にチームとして対応することができるようになり、スキルの向上にもつながり、サービスの向上が図られると考えています。
- ・資格職などの職員の配置場所については、区役所が行政センターになった場合でも、相談業務や地区担当の保健師業務など最前線で市民に関わっていく職員は引き続き区役所や行政センター庁舎に配置します。

◆ 区役所と本庁組織が分かれることで、区役所の課と本庁の福祉部門との連携がとれにくくなるのでは？

（市の考え方）

- ・現在は、区役所と本庁の健康福祉部に組織が分かれ、指示命令系統が区長と健康福祉部長の2系統となっています。
- ・再編に伴い、これを本庁の健康福祉部の組織に一本化することで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、政策立案機能を強化するとともに、各窓口までの指揮命令系統が一元化され、福祉サービスの質の確保が図られます。
- ・また、本庁の組織を区役所庁舎や行政センター庁舎に置き、これまでどおり区役所の課と連携して対応していきます。

福祉事業所、保健センターの配置及び所管エリア

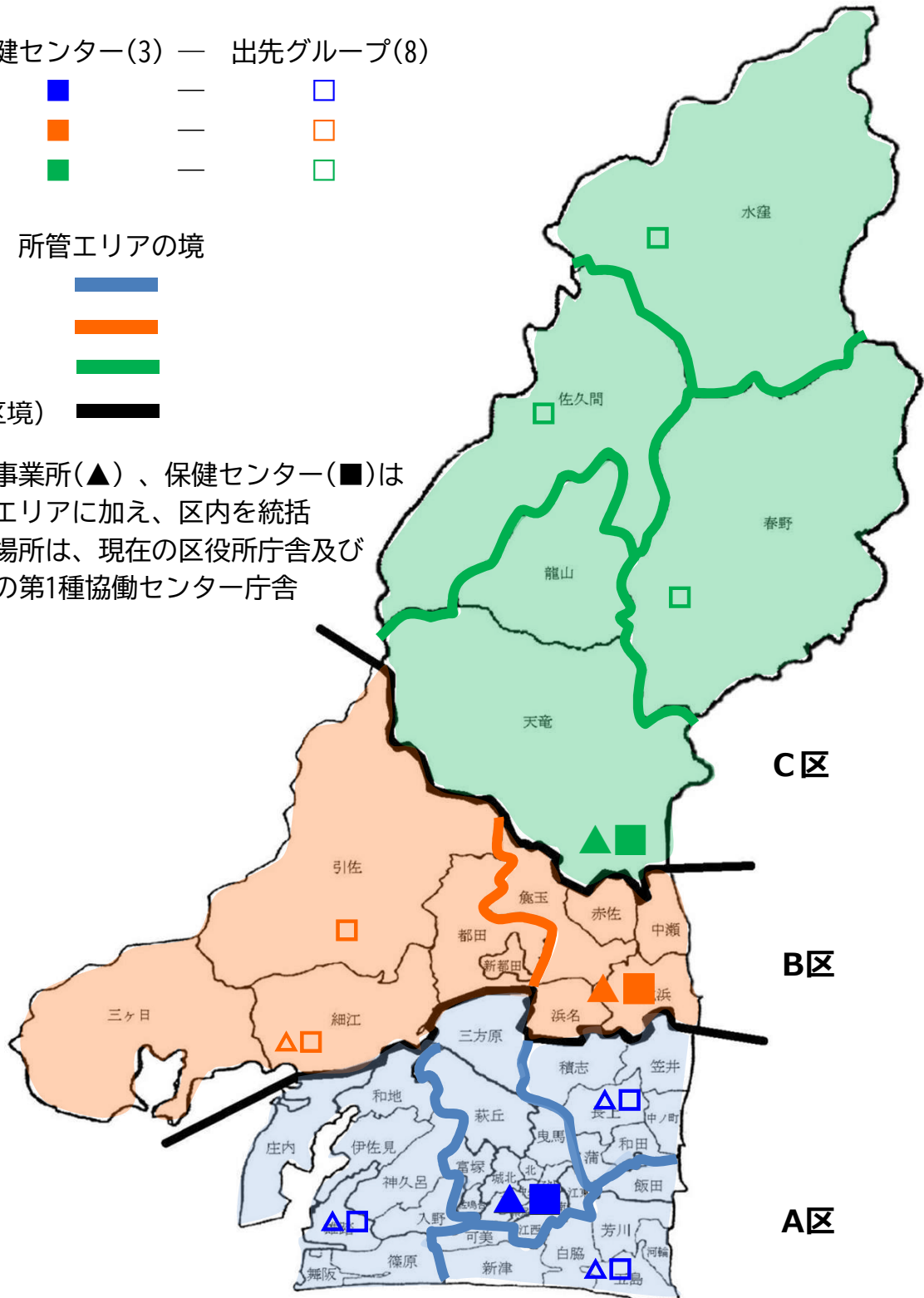
【 凡例 】

福祉事業所(3)		—	出先グループ(4)
A区	▲	—	△
B区	▲	—	△
C区	▲ (福祉事業所がC区全域を所管)		

保健センター(3)		—	出先グループ(8)
A区	■	—	□
B区	■	—	□
C区	■	—	□

所管エリアの境	
A区	— (Blue)
B区	— (Orange)
C区	— (Green)
くざいかい	— (Black)
区界 (区境)	— (Thick Black)

※福祉事業所(▲)、保健センター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



③ 主要組織（土木）の基本的な方向性

土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、区との密接な連携体制を確保し、災害対応の即応性を高めることができる組織体制とする

【数・位置の考え方】

- 土木整備事務所は区の数に合わせる
- 現在の4つの土木整備事務所、6つの出先グループの体制を3つの土木整備事務所（現北区役所庁舎内にある細江の出先グループを土木整備事務所とし、現北土木整備事務所と東・浜北土木整備事務所を出先グループとする）と8つの出先グループ体制（現三ヶ日協働センター庁舎に出先グループを新設）に再編

現在		再編後
★土木整備事務所4か所 出先グループ6か所		★土木整備事務所3か所 出先グループ8か所
★南土木整備事務所（北寺島町）	→	★南土木整備事務所（北寺島町）
東区役所庁舎内出先グループ	→	東行政センター庁舎内出先グループ
西区役所庁舎内出先グループ	→	西行政センター庁舎内出先グループ
★北土木整備事務所（東三方町）	↗	★北行政センター庁舎内に土木整備事務所として移転（細江町）
北区役所庁舎内出先グループ	↘	現北土木整備事務所を出先グループに変更（東三方町）
		三ヶ日支所庁舎内出先グループ【新設】
★東・浜北土木整備事務所（浜北区役所庁舎内）	→	現浜北区役所庁舎内に出先グループとして配置
★天竜土木整備事務所（天竜区役所南館）	→	★天竜土木整備事務所（C区役所南館）
春野協働センター庁舎内出先グループ	→	春野支所庁舎内出先グループ
佐久間協働センター庁舎内出先グループ	→	佐久間支所庁舎内出先グループ
水窪協働センター庁舎内出先グループ	→	水窪支所庁舎内出先グループ

土木整備事務所の配置及び所管エリア

【 凡例 】

土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)

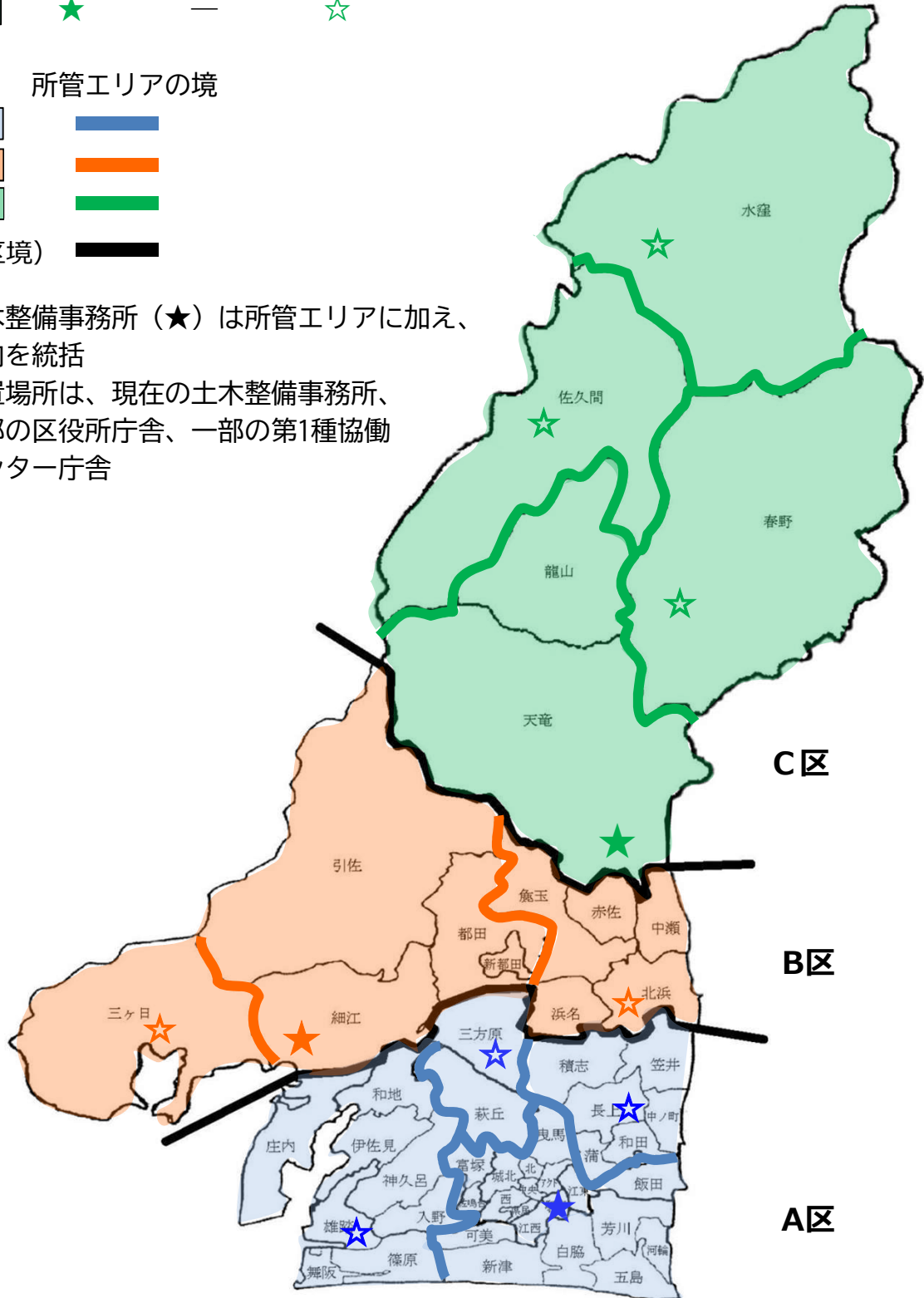
A区	★	—	☆
B区	★	—	☆
C区	★	—	☆

所管エリアの境

A区	■
B区	■
C区	■

くざかい
区界(区境) ■

- ※土木整備事務所(★)は所管エリアに加え、区内を統括
- ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



④ 主要組織（防災）の基本的な方向性

再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持

- 行政センターは、地域本部として再編後もエリア内の避難所を所掌し、災害情報の収集及び伝達を行います。
- 区本部（区役所）、行政センター、支所（地域本部）に配置する職員（応急対策要員）は、エリア内の避難所数や過去の災害実績などを考慮して振り分けますが、現行の配置人数を確保します。
- 避難所の位置や数も現在と変わりませんので、避難所に配置する職員（地区防災班員）も現行と同規模とします。

現在	再編後
【災害対策本部】1か所 ◆本庁	【災害対策本部】1か所 ◆本庁
【区本部】7か所 ◆中・東・西・南・北・浜北・天竜区役所	【区本部】3か所 ◆区役所
【地域本部】7か所 ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター	【地域本部】11か所 ◆東・西・南・北行政センター ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所

【防災の組織についてのポイント】

- ◆ 避難所の位置や配置職員数は変わらないとしても、多くの避難所をエリア内に持つ行政センターの職員数は、区役所であった時と比べ減少する。
区本部などから職員が派遣されるのか？情報集約などに時間を要し、区本部への伝達が滞ることにならないか？

（市の考え方）

- ・ 避難所に配置する地区防災班員は、現在も区役所職員だけでなく、本庁職員も含め、職員の居住地を考慮して選定しており、再編後においても同様の方針のもと、現在の人数と同等の人数を配置します。
- ・ 区役所や行政センターにおいて災害対応に当たる応急対策要員についても、再編後のエリアの広さや避難所の数に応じて職員を確保してまいります。
- ・ また、区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的にとらえることができ、これまでどおり迅速な対応が可能です。

- ◆ 消防局の組織や消防署の数、消防団の命令系統などは再編による変更があるのか？

（市の考え方）

- ・ 消防局の組織や消防署の数、消防団については、再編が行われても基本的に変更はありませんが、再編後のエリアをどのような単位として紐づけ、指揮命令系統を構成するかについては、ご意見をいただきながら検討していきます。

災害対策本部（区本部、地域本部）の配置及び所管エリア

【 凡例 】

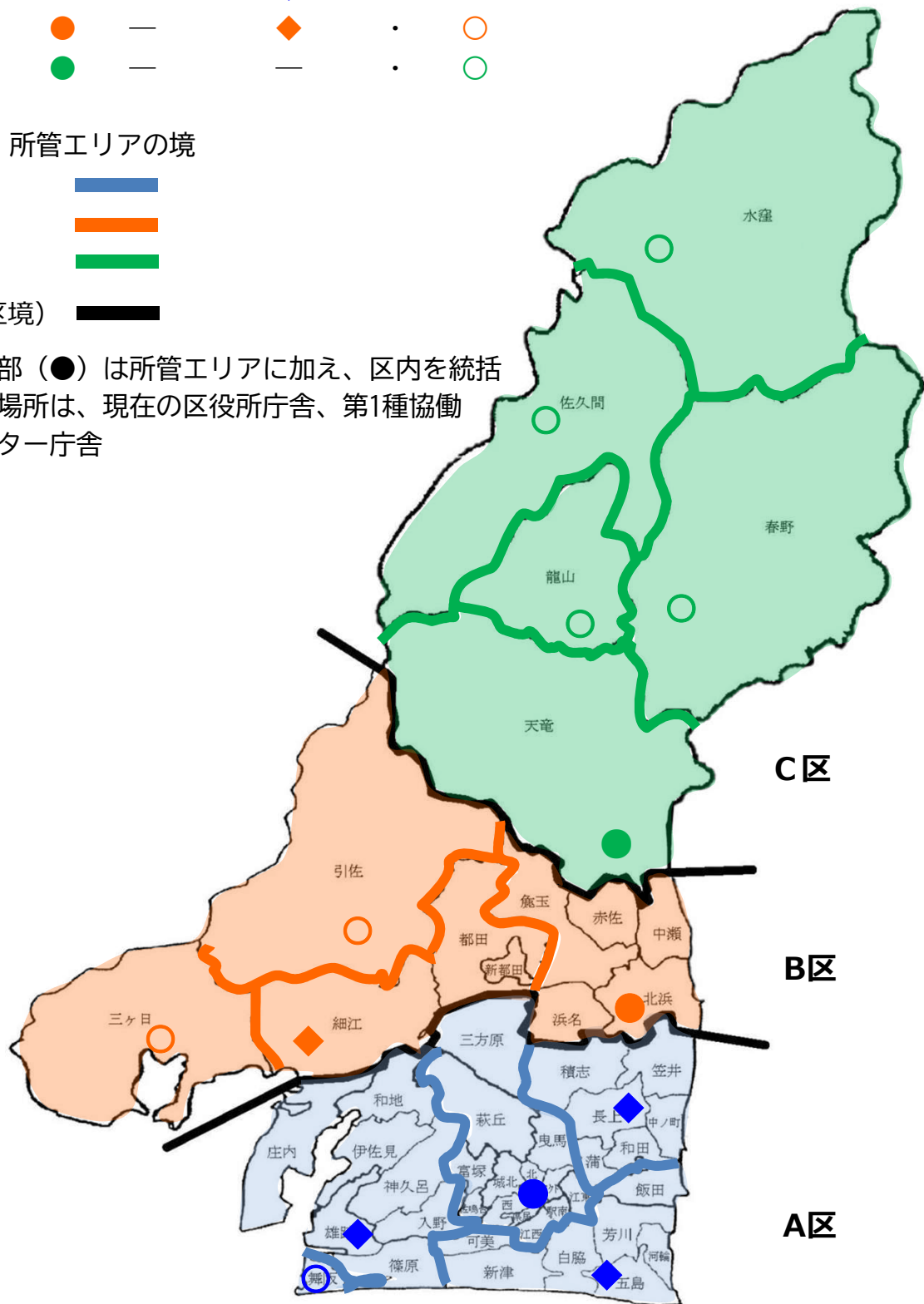
	区本部(3) (区役所)		地域本部(11) (行政センター④) ・ (支所⑦)
A区	● —	◆	・ ○
B区	● —	◆	・ ○
C区	● —	—	・ ○

所管エリアの境

A区	—
B区	—
C区	—

くざかい
区界(区境) —

※区本部(●)は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の区役所庁舎、第1種協働センター庁舎



⑤ デジタル化の基本的な方向性

地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

【デジタル化についてのポイント】

- ◆ 区再編までにデジタル化で導入できるサービスが計画されているか？
区役所に足を運ぶことなく、協働センターなどでサービスが受けられるなど、業務をデジタル化し効率化を図っているか？

(市の考え方)

- ・区再編に関わらず、市民ニーズの多様化へ対応し、あわせて業務の効率化を進めるため、令和5年3月までを行政手続きオンライン化強化期間とし、取り組みを進めています。

<主な導入事例>

運用開始時期	件名	内容
平成27年4月～	土木スマホ通報システム「いっちょお！」	道路の舗装、側溝などの危険で修繕が必要な箇所を発見した際に、スマートフォンから写真付きで浜松市へ通報できるシステム
令和2年1月～	はままつ電子図書サービス	個人のパソコン、スマートフォン、タブレット等を使って電子図書を24時間貸出
令和2年4月～	スマートフォンでの市税納付	スマートフォンを利用して、クレジットカードやインターネットバンキングで市税の納付が可能(令和3年4月～決済アプリを使用した電子マネー(PayPay、LINE Pay)による納付が可能)
令和3年1月～	LINE手続きQ&A	コールセンターへの問い合わせが多い手続き関係の質問にLINEトーク内で自動回答
令和3年3月～	LINE連絡ごみの申し込みサービス	LINEで連絡ごみの回収申し込みを受け付けるサービスを実施。手数料はLINE Payでの支払いも可能
令和3年6月～	避難所等の混雑状況公表	災害発生時に開設中の緊急避難場所・避難所の混雑状況を防災マップ上に表示
令和4年4月～	保育関連のオンライン相談	自宅又は最寄りの区役所と接続したビデオ通話によるオンライン相談体制を整備

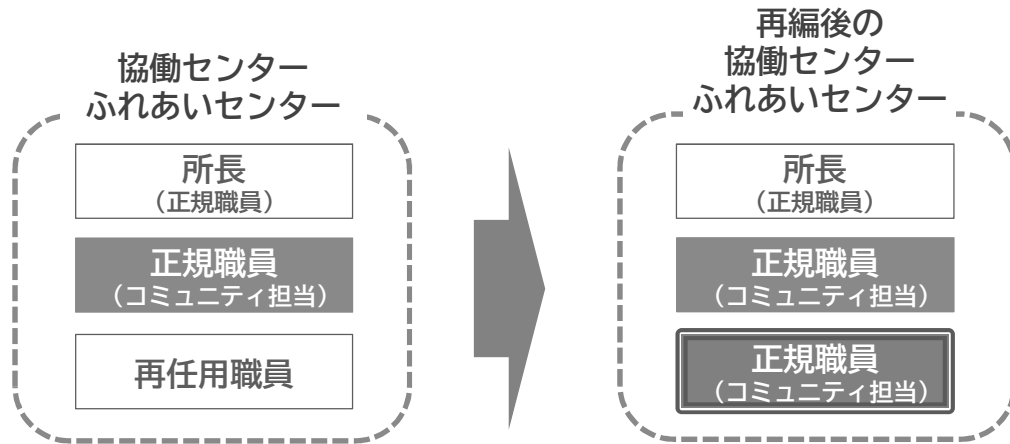
- ◆ デジタル化が進む中でデジタルが苦手な人が取り残される懸念があるが、そうした人への対応をどのように考えているか？

(市の考え方)

- ・令和3年3月に策定した浜松市デジタル・スマートシティ構想では、デジタル化を人に強いるのではなく、デジタルを社会活動などを支援する道具として活用するとしています。各種手続きにおいては、従来の窓口での申請書による方法も残しつつ、デジタル活用による市民の選択肢を増やします。
- ・インターネットやSNSなどデジタル利用に興味、関心がある方を支援するため、協働センターなどを会場として、スマートフォンの基本的な使い方講座などを開催しています。

⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実

住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実



- 現在、第2種協働センターとふれあいセンターには、正規職員2名と再任用職員1名を配置し、そのうち正規職員1名をコミュニティ担当の職員として配置しています。
- 再編にあわせ、再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を2名に増員し、これまで以上にコミュニティ支援に軸足を置いて、地域の声を広く拾い上げます。

▶ 協働センターのコミュニティ担当職員の役割

- ・『地域住民の皆さんの最も身近な相談窓口』として、地域の声やニーズを伺いながら地域と行政をつなぐパイプ役
- ・フットワークの軽い若手職員が自治会の会合などに参加し、地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援



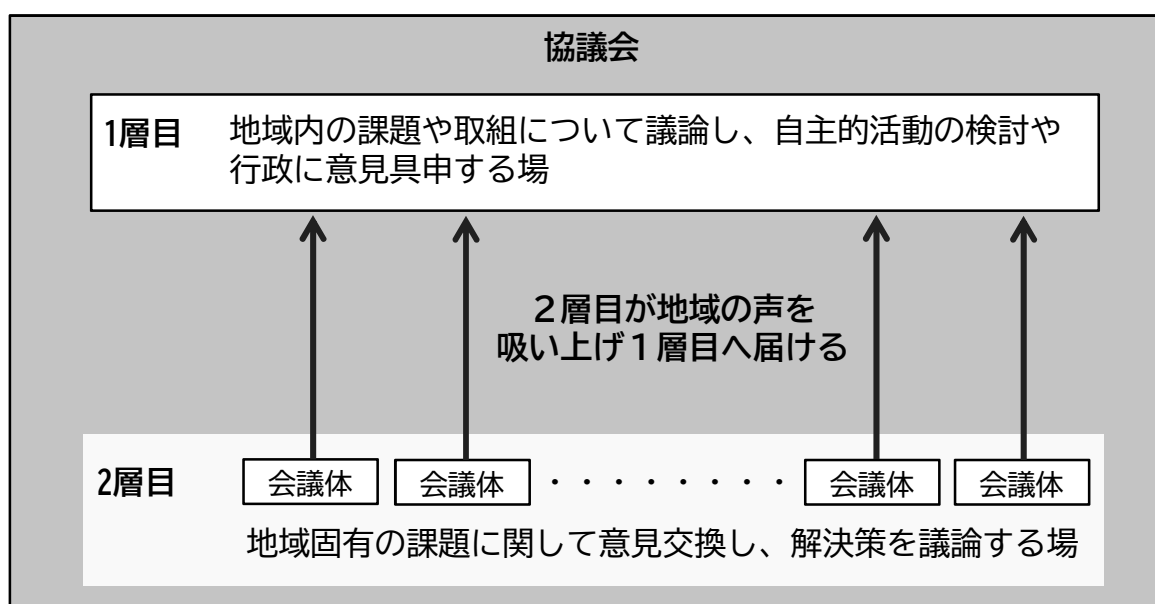
- 正規職員への配置換えは、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。
なお、正規職員化する場合には43人の人員が必要となり、これにかかる人件費は年間約3億4千万円です。

※協働センターの機能強化としての正規職員化は、将来にわたるコミュニティの存続という重要課題に対する一つの解決策として、区の再編によって生み出される削減効果額の一部を充てることを提案しています。

⑦ 住民自治（協議会の体制）

2層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

- 浜松市では、政令指定都市移行に伴い、平成19年4月に、全ての区に「区協議会」を設置しました。
 - 区協議会は、市民協働活動の要として、地域からの意見を集約・調整したり、地域課題についてその解決策を検討したりしています。また、市が提案する議題に対し意見を述べる役割を担っています。
 - 区の再編により区の範囲が現在よりも広がることから、特別委員会では、再編後の協議会の体制を協議し、地域の皆様の意見をボトムアップできるような形とすることで、共通する課題を話し合う枠組みとすることで、できるだけ細かな範囲とすることなどの意見が出され、2層体制の協議会とすることが決定しました。
- ※協議会の数や委員数は継続協議事項となっています。



継続協議事項：◇協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等
市民の皆様のご意見等を踏まえ、条例制定までに決定

【協議会の体制についてのポイント】

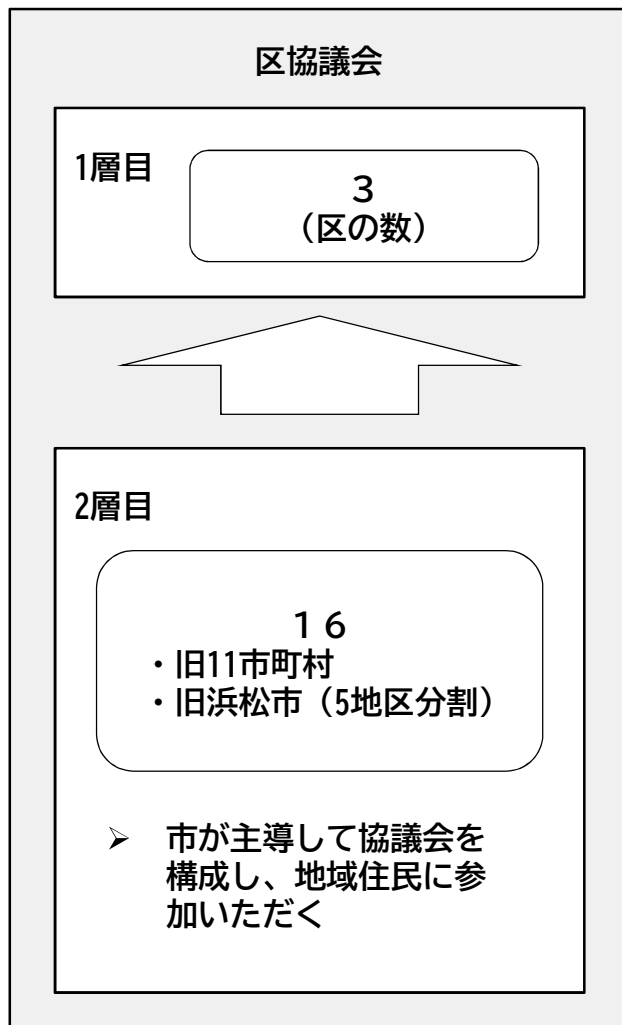
- ◆ 協議会を2層とすることで、より地域の声が届くような気もするが、機能や役割が重複するのではないか？現状との違いは？

（市の考え方）

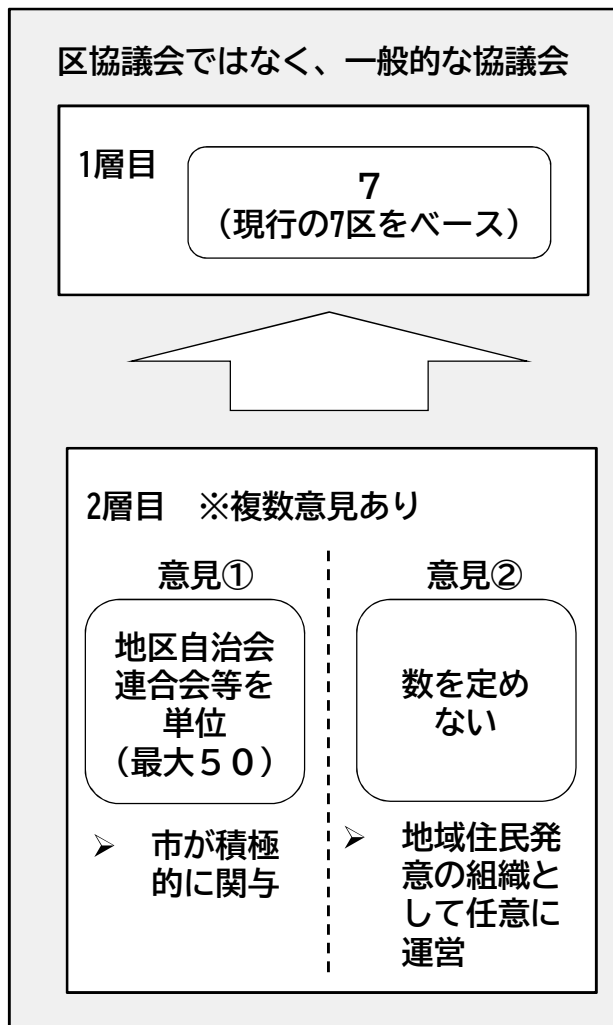
- ・ 今回の提案は、協議会の内部を2層化し、1つの大きな協議会の中に、より地域に密着する小さい単位の協議体（2層目）と、その意見を集約し、全体的に総括し市に届ける協議会（1層目）を設ける2層構造としています。
- ・ 再編にあわせ、より一層、地域の声を行政に反映するために、地域の声を集約し、ボトムアップで意見を市政に反映させる構造が必要であると考えています。
- ・ 協議会の各層の数（次ページ参照）、委員の選出方法や諮問の方法、意見を集約する仕組みなどについては、今後の継続協議事項となっており、機能的な組織となるよう検討していきます。

<協議会の各層の数（地区等の枠組）>

◆ 当局案



◆ 特別委員会で出された意見



- 協議会の各層については、当局の案に対し特別委員会としての意見が出されました。
- 上の図のとおり、当局案では、1層目を区の数に合わせて3つの区協議会を設置し、2層目を16（旧11市町村と5地区に分割した旧浜松市の合計数）とし、事務局を市が担い、市民の皆様にご参加いただくことを想定しています。
- 特別委員会で出された意見では、1層目を再編後の区の数ではなく、現行の7区をベースに7つの協議会（区を単位とする区協議会ではなく、一般的な協議会）を設置し、2層目は地区自治会連合会等を単位とした最大で50の協議会とし、市が運営に積極的に関与するという意見（意見①）や、協議会の数は定めず、運営についても住民の発意で行うという意見（意見②）などが出されました。

【協議会の体制についてのポイント】

◆ 委員数の想定は？

（市の考え方）

- ・具体的な内容は継続協議中になりますが、現在の7つの区の協議会は、20人ないし25人の委員で構成されており、再編後の協議会も同程度の人数を想定しています。また、意見をボトムアップしていくためには、2層目の委員の代表者が1層目の委員となることも必要ではないかと考えています。

浜松市区再編（案）参考資料

特別委員会における協議内容について

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などの参考資料を以下のとおりまとめました。
パブリック・コメント案とあわせてご覧ください。

参考資料

- (1) 特別委員会の主な協議経過 . . . 2
- (2) 区割り案内定までの工程 . . . 3
- (3) 区割り案の選定理由 . . . 6

(1)行財政改革・大都市制度調査特別委員会（特別委員会）の主な協議経過

年度	時期	内 容
令和元 (2019) 年度	5月30日	平成31年4月7日の「浜松市 区の再編に関する住民投票」の結果を踏まえ、区再編に関する議論を再開
	12月18日	当局から天竜区を単独区とする2区案の提示
	2月14日	自由民主党浜松から今後の協議に向けた行政区再編協議の行程（案）の提案があり、委員会としてそれを認め、委員間討議による協議をスタート
令和2 (2020) 年度	9月28日	市議会全員協議会において、行政区再編の必要性について、全議員による無記名投票を実施し、再編することを決定 【投票結果】再編が必要：38票 不必要：4票 ※棄権4人
	10～11月	7区自治会連合会・7区協議会へ住民投票以降の協議の主な経緯を説明
	2月26日	各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され次回の委員会でたたき台を選択することを決定
	3月19日	区割り案のたたき台として、天竜区を単独とする2～4区案と天竜区を他区と複合する2～4区案の計6案を決定
令和3 (2021) 年度	4月	7区自治会連合会・7区協議会へ令和2年11月以降の協議の主な経緯を説明
	5月	協議スケジュールを決定
	6～8月	たたき台6案の比較検討 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等を決定
	8月31日	過疎化や高齢化が進む天竜区は、社会インフラや医療基盤が脆弱であり、災害の発生確率も高いことから、行政による特別な支援が必要と判断し、単独区とすることを決定。 区割り案のたたき台が6案から3案に
	9～10月	7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告
	12月7日	区割り案（最終案・1案）を内定

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>



(2) 区割り案内定までの工程

特別委員会において、以下のとおり協議の前提条件を定め、4つの認定項目を設けて認定作業を進め、5つの比較項目に基づく25の条件項目について評価作業を行いながら協議を進めてきました。

◆協議の前提条件

- 1 区の線引きに関すること
 - ・合区及び区の線引きにはこだわらない
 - ・人口規模と面積を考慮する
- 2 区の数に関すること
 - ・現行区より少ない区数とする
- 3 学校区・自治会に関すること
 - ・原則として、学校区、地区自治会連合会は分割しない
- 4 市民サービスに関すること
 - ・市民サービスは低下させない
- 5 地域特性に関すること
 - ・地域の事情（特性）を考慮する
- 6 行財政運営に関すること
 - ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する

◆4つの認定項目（基本的な方向性）

①地域拠点

- ・区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持
- ・庁舎は現在の庁舎を使用（新たな施設は作らない）
- ・再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、市民サービスの向上や社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用
- ・住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実

②主要組織の方針とデジタルの活用

- ・福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所等を本庁の組織とし、サービス提供体制を整備
- ・土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となる組織体制とする
- ・再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持
- ・地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

③地域自治

- ・2層の協議会(市の附属機関)とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

④地域づくり

- ・自治会や青少年健全育成会の活動、過疎化、超高齢社会におけるまちづくりのあり方を考慮

◆5つの比較項目と25の条件項目

1 行財政改革の推進

- ① 行政サービス*の質の維持
- ② 行政サービスの拡充
- ③ 行政コスト*の削減
- ④ 行政事務の効率化
- ⑤ 基礎自治体としての持続可能性と成長

*行政サービス：自治体が住民に提供する各種サービス

*行政コスト：行政サービスを提供するために消費した費用

2 地域拠点と主要組織の方針

- ⑥ 市民生活への支障や影響*
- ⑦ 地域住民の思い（要望等含む）
- ⑧ 危機管理業務の支障や影響
- ⑨ 土木業務の支障や影響
- ⑩ 福祉・医療業務の支障や影響

*支障や影響：行政サービスだけでなく、市民生活全般に関すること

3 地域自治

- ⑪ 地域の声の反映*
- ⑫ 地域課題*の解決
- ⑬ 区の一体感*の創生
- ⑭ 区長権限の発揮
- ⑮ 都市内分権*の推進

*反映：地域住民等からの身近な声や意見が行政に届くこと

*地域課題：中学校区の分割、管轄区の異なる公共施設など

*区の一体感：新たな区の中で連帯意識をもって融合する

*都市内分権：地域の声を的確に行政に反映させることができ、様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することができる

4 地域づくり

- ⑯ 自治会活動*の維持
- ⑰ 市民活動*の維持
- ⑱ 地域間交流の活発化
- ⑲ 市民の一体感の醸成*
- ⑳ 市民協働*によるまちづくり

*自治会活動：地域住民相互の親睦を図り、住民一人ひとりの人権が尊重され、連携意識の中で心のふれあう豊かで明るく住みよい地域社会づくり及び協同して地域の課題解決に向けて行う活動

*市民活動：不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動

*一体感の醸成：オール浜松として市民一人ひとりが一体感をもつこと

*市民協働：市、市民、事業者などが公共の利益という共通の目的に向かって共に考え行動すること

5 地域特性への配慮

- ㉑ 地域資源（イベント・地域ブランド等）の保護・継承
- ㉒ 地域に残る歴史・文化・風土・風習の伝承
- ㉓ 地域較差*の解消
- ㉔ 地域の産業振興
- ㉕ 生活基盤となるインフラ等の維持

*地域較差：住民生活の拠点は、都市部、周辺部、山間部でそれぞれ異なるが、暮らしの中で道路など生活の基盤となる施設、インフラ等の面で感じている較差

(3) 区割り案の選定理由

特別委員会の協議では、天竜区を単独とすべきという意見と、他区と複合すべきという意見が出され、協議の結果、以下の理由により、天竜区を単独区とすることが決定されました。

◆天竜区を単独区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 高齢化や過疎化が急速に進行する中で、雇用環境の充実強化や医療体制の整備、頻発する災害への対応など、天竜区の抱える地域課題に応じた地域政策が必要であり、他区と複合してもこうした問題は解決しない。
- 天竜区における諸課題の解決に向けては、将来ビジョンを掲げ、生活、産業、地域コミュニティ、文化・伝統等をキーワードに地域住民と行政が一体となって課題解決に取り組む必要がある。
- 複合化により選挙区が広がると地域選出の議員の減少が危惧される。
- 広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担う天竜区の重要性を考えれば、区役所という行政拠点を置く必要がある。
- 天竜区を単独の区とすることを契機とし、多面的な機能を有する天竜区の重要性を改めて市民の皆様にご認識していただき、これまで同様、オール浜松体制、ひとつの浜松として天竜区のことを考えていくことが大切である。
- 旧5市町村からなる天竜区は、それぞれが特性をもった広域の複合体であり、区内における地域特性にも配慮する必要がある。

(参考) 天竜区を他区と複合すべきとする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- ・ 人口減少が進む中で広大な天竜区を今の住民の皆様だけで維持できるかが懸念される。
- ・ 新しい区での交流や意見交換により、住民主体の住民自治の中でアイデアを持ち寄り、人口が減っても発展させていこうという市民の意識改革ができる。
- ・ 人口減少により、また区の再編を検討せざるを得ない状況になることが想像できる。

特別委員会において、協議の結果、以下の理由により、区割り案が内定されました。

◆3区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区再編は少子超高齢化の進展や社会保障費の増大、インフラの老朽化などが懸念される中、持続可能な本市の将来にとって、必要不可欠な行財政改革の手段である。
- シンプルな区数、区割りで行財政改革を意識しつつ、合併当時12市町村で合意した基本理念であるクラスター型の政令指定都市を大切にすることで、地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土風習を生かした都市づくりを目指すことが必要である。
- 行財政改革の視点では、行政コストの削減効果は2区案が最大であるが、第30次地方制度調査会答申にある、都市内分権による住民自治の強化、区の役割の拡充、区長権限の強化及び合併当時の基本理念であるクラスター型政令指定都市とは異なる方向性を持っている。広大な市域を持つ本市では、地域特性が埋没する可能性があり、効果的かつ的確な行政運営ができるか疑問が残る。
- 4区案については地域の多様性を生かすことは期待できるが、行政コストの削減効果が一番期待できない。
- 以上のことから、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮、評価結果などを総合的に判断し、区の数を3とする。

◆区の線引きの主な選定理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区割り案のたたき台を13案から6案、天竜区単独決定から3案と絞り込みを行ってきた過程で、これらの中から1案を選択するものではないことを確認してきた。6案を比較検討する過程で、3区案と4区案の区役所や土木整備事務所等の位置について、当局案への対案が示され、中間報告では、各地区から意見や心配の声が上がった。こうした状況の中、本市にとってより良い再編案を検討した。
- 4つの視点から、北区の一部地域と浜北区を一つの区とした。
 - ①地勢について
北区の三ヶ日町、引佐町の北部は中山間地域であり、浜北区や都田地区北部にも類似する地域がある。南側都心部の外環部にあたり、副都心を核とした浜北区と地域拠点に位置付けられた気賀駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷、三ヶ日地区が連携してひとつの浜松として都心部を補完する地域である。
 - ②歴史・文化について
北区と浜北区は古代から続く歴史遺産、神社仏閣などの文化遺産を多く有している。この地域に脈々とつながる文化芸能、地域遺産の保護、継承、活用など行政区としての特性が明確である。
 - ③農業について
この地域はみかん、柿、ぶどうなど全国に誇る名産品を産出する農業生産地域を抱え、良好な農業環境を生かした観光農業も盛んである。
 - ④交通まちづくりについて
新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号、257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路鉄道網があり、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置付けられた新東名高速道路浜松浜北インター、浜松いなさインター、浜松SAスマートインター周辺、地域拠点に位置付けられた気賀駅、西鹿島駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷地区、三ヶ日地区を結んでいる。
- 地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項が多い北区と浜北区を1つの区にすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策の推進が期待できる。
- 行政拠点について、都市計画マスタープランで副都心に位置付けられた浜北に区役所、細江に行政センターを配置するとともに、北区内にインフラの整備と維持管理を所管する土木整備事務所を行政センター内に設置することで行政センターと土木部が連携した行政運営が期待できる。
- 都市部を核とした南側の区は中区役所とし、東、西、南区役所は行政センターとする。また、南土木整備事務所は区内のインフラ整備を所管し、東、西行政センター内と現北土木整備事務所に配置する出先グループを強化する。
- 旧浜松市エリアには第2種協働センターと市民サービスセンターが配置されており、再編後も引き続き地域拠点として維持される。また、協働センター機能を強化することで、それぞれの地域事情にあった住民自治を発展させることが期待できる。

◆配慮すべき課題

(特別委員会における委員発言より)

- 本市にとってよりよい再編案を検討した結果、区の数は一府三市改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮等を総合的に判断して3区とし、区割りは、浜松駅を核とする都心部が広がる沿岸を含む地域、浜北駅を中心とする副都心を基軸とする産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を活かし定住できる天竜区の3区による、多様性を都市の活力や成長の源泉とした都市経営が展望できる案としたが、配慮すべき課題もある。
- 北区と浜北区の線引きによって旧浜松市と合併市町という色合いが濃くなること懸念されるため、そこに溝ができないよう、周辺市町の発展や融和などの施策を推進していくことで、特に配慮する必要がある。
- 新しい区割りの面積や人口は、バランスが取れた状態ではない。市民代表として選ばれる代議員の数もアンバランスになることが想定される。こうした数による発言力の格差が見込まれるため、それに対する配慮、仕組みが必要である。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市区再編(案)
意見募集期間	令和4年1月17日(月)～令和4年2月15日(火)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。



市HP

【提出先】 区再編推進事業本部あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 050-3730-1867

E-mail : ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ご意見入力
フォーム



※直接持参の場合は、区再編推進事業本部(市役所本館5階)、各区役所(区振興課)、協働センター、ふれあいセンターのいずれかへ書面で提出ください。

～どうやって意見を書いたらいいの？～

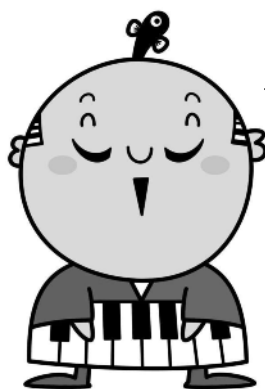
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！